十二　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令
十三　法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による実績報告の受理
十四　法第十五条の規定による補助金等の額の確定及び通知
十五　法第十六条第一項の規定による補助事業等の是正のための措置の命令
十六　法第十七条第一項又は第二項の規定による補助金等の交付の決定の全部又は一部の取消し
十七　法第十八条第一項又は第二項の規定による補助金等の返還の命令
十八　法第二十一条第一項の規定による返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金の徴収
十九　法第二十一条の二の規定による理由の提示
二十　法第二十二条の規定による財産の処分の承認
二十一　法第二十三条第一項の規定による立入検査及び関係者に対する質問の実施
二十二　法第二十五条第一項の規定による不服の申出の受理
二十三　法第二十五条第二項の規定による不服の申出に係る必要な措置及び通知

その他告示

○内閣府告示第二十九号

災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の二第一項の規定に基づき、救助実施市を次のとおり指定したので、同条第五項及び災害救助法に基づく救助実施市に関する内閣府令（平成三十年内閣府令第五十七号）第三条の規定に基づき、告示する。

令和八年四月一日

内閣総理大臣　高市　早苗

指定する市	指定の効力が生ずる日
静岡県静岡市 浜松市	令和八年四月一日

○サイバー通信情報監理委員会告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のとおり告示する。

令和八年四月一日

サイバー通信情報監理委員会委員長　近藤　宏子

東京都港区赤坂二―四―六　サイバー通信情報監理委員会事務局内

○サイバー通信情報監理委員会告示第二号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金でできる事務所を指定したので、告示する。

令和八年四月一日

サイバー通信情報監理委員会委員長　近藤　宏子

東京都港区赤坂二―四―六　サイバー通信情報監理委員会事務局

○総務省告示第百五十四号

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四十二号）の一部の施行に伴い、及びオブジェクト識別子に係る推奨通信方式（平成二年郵政省告示第七百二十九号）第三4⑵イの規定に基づき、次のとおりレベル４のオブジェクト識別子構成要素値を指定したので告示する。

令和八年四月一日

総務大臣　林　芳正

組織の名称	住所	オブジェクト識別子構成要素値
サイバー通信情報監理委員会	東京都港区赤坂二丁目四番六号	１００２１５

○総務省告示第百五十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七十一条の三第一項の規定に基づき、周波数割当計画の一部を変更する件（令和八年総務省告示第三十六号）に係る特定周波数変更対策業務を行う指定周波数変更対策機関を指定したので、同条第十一項において準用する同法第三十九条の三第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年四月一日

総務大臣　林　芳正

一　指定周波数変更対策機関の名称及び住所
一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会
東京都中央区日本橋兜町二―七　ＨＦ日本橋兜町ビルディング六階
二　特定周波数変更対策業務を行う事務所の所在地
一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会
東京都中央区日本橋兜町二―七　ＨＦ日本橋兜町ビルディング六階
三　特定周波数変更対策業務を開始する日
指定周波数変更対策機関の指定を受けるとともに業務規程が認可される等業務の開始が可能となった日

○総務省告示第百五十六号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十六条の四の四第一項に規定する前々年度の全国の市町村たばこ税の額の合計額として総務大臣が定める額は、九千百三十二億二千九百八十六万九千円とする。

令和八年四月一日

総務大臣　林　芳正

○法務省告示第三十号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の名称の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和八年四月一日

法務大臣　平口　洋